

## 公文書公開請求における権利の濫用に係る運用基準（案）に関するパブリックコメントの実施結果について

令和8年3月19日（木）から令和8年4月20日（月）までの間、「公文書公開請求における権利の濫用に係る運用基準（案）」に関する意見を募集したところ、3名の方から3件の御意見をいただきました。御意見の概要と県の考え方は次のとおりです。

番号	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
1	<p>基準を整備するのはいいけれど 必要以上の防御もやめてください。また職員の対応技術のレベルの向上も図るように。</p> <p>具体的には 公開文書の大部分を黒塗りして 何が何だかわからないようにしているのをよく見るが「公開」とは ということかという基本を理解していない、あるいは無視した行政は 公僕たる行政とは言えない。情報を伝えることを忘れ、自分の側の身を守ることにのみ専念している姿勢は見苦しい。大企業並みの給与を主張しているんだから 県民に なるほど と思わせる仕事をしてください。また 大企業に限らず民間企業に対して 執拗にクレームをつける輩は大勢存在するが、それに対抗するために 企業内では 従業員は堂々として相手に向き合う（じっくり話し合う）ために定期的に教育・訓練を受け、逃げ腰になることは少ない。公務員は どんな教育を受けているんだろうか？</p>	<p>徳島県の公文書公開制度は、運用基準(案)の冒頭に掲げておりますとおり、県民の知る権利を尊重し、県民参加による公正で開かれた県政を推進する制度です。</p> <p>運用基準(案)においては、行政事務の円滑な遂行に著しい支障を及ぼし、ひいては県民全体の利益を損なうことが深く懸念される状況を回避し、制度の適正な運用を確保するため、現行の徳島県情報公開条例(第7条第1号)における「不適法な請求」の解釈を明確にするものであり、新たに権利の制限を設けるものではありません。</p> <p>権利の濫用の認定・適用に当たっては、実施機関だけで判断するのではなく、公文書公開制度所管課に事前に協議・合議するなど慎重な手続を定めております。</p> <p>また、職員の対応レベル向上につきましては、次の措置を講じるよう定めております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公文書公開制度の趣旨及び解釈運用に関する知識の習得、窓口対応に関する研修の実施</li> <li>・対応に苦慮する事案において、複数の職員による対応や組織的なバックアップ体制の徹底</li> </ul> <p>今後とも、これらの取組を通じて職員の知識や資質の向上と、組織的な対応体制の整備を図ることで、制度の適正な運用及び適切な対応に努めてまいります。</p>
2	<p>本案が、公文書公開制度の適正かつ円滑な運用を確保しようとする趣旨には理解できます。現実に、制度の趣旨を著しく逸脱し、業務を妨げるような請求への対応が必要となる場合があることも理解しております。</p> <p>一方で、公文書公開制度は県民の知る権利を支える重要な制度であることから、正当な公開請求が不必要に制限されることのないよう、権利濫用の認定と運用は慎重であることが重要と考えます。</p> <p>次の3点について、より明確にしていきたいと感じました。</p> <p>1 請求件数の多さや反復性があることのみが権利濫用と受け取られることがないように、権利濫用の認定はあくまで慎重に行うことを、より分かりやすく示していきたいです。大量請求や繰り返しの請求があっても、制度の趣旨に沿ったものである場合は保護されることであり、この点が明確であることは、制度への安心感につながると考えます。</p> <p>2 窓口対応における不適切な言動への対応と、公文書公開請求自体についての判断を行うことについては、できるだけ丁寧に切り分けを行なうように運用していただきたいです。窓口対応上の問題がある場合にも、請求内容そのものについては別途慎重に確認されることが、制度への信頼確保に資すると考えます。</p> <p>3 権利濫用を理由として請求を拒否した場合には、制度運用の説明責任を確保する観点から、個人情報等に配慮した上で、件数や類型、判断理由の概要などが整理・公表される仕組みがあると、より県民の理解が得られやすいのではないかと思います。</p> <p>公文書公開制度は、県民全体の利益につながる大切な制度であるので、制度の円滑な運用と、正当な権利行使の保障の両立が図られることを期待します。</p>	<p>〈 御意見1及び2について 〉</p> <p>権利濫用の認定に当たっては、運用基準(案)二1にあるとおり、まず、権利濫用の疑いがある不適正な請求に対し、適正な請求を行うよう要請し、なおも応じない場合、権利濫用の可能性が認められるものとして、運用基準(案)二2(1)にあるとおり、権利濫用の認定についての対応を検討することとしています。</p> <p>そして、運用基準(案)の別紙に示す3つの類型及び請求事例を参考に、公開請求の態様、実施機関の業務への支障の程度及び県民一般が受ける不利益等の事情を総合的に勘案し、当該公開請求が社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを、個別の事案毎に判断することとしております。</p> <p>よって、類型に該当するだけで直ちに権利の濫用と認定できるものではなく、御意見にありました、請求件数が多いことや、窓口での不適正な態様があった場合、それのみをもって直ちに認定することはありません。</p> <p>なお、「請求件数の多さや反復性があることのみが権利濫用と受け取られることがないように、権利濫用の認定はあくまで慎重に行うこと」との御意見を踏まえ、運用基準の内容について、わかりやすい広報・周知等に努めてまいります。</p> <p>また、「窓口対応における不適切な言動への対応と、公文書公開請求自体についての判断を行うことについては、できるだけ丁寧に切り分けを行なうように運用」すべき、との御意見については、権利の濫用の認定・適用は、実施機関単独で判断するのではなく、公文書公開制度所管課へ事前に協議するとともに、決定に当たっては同所管課に合議することとするなど慎重な手続を定めており、適切な対応に努めてまいります。</p> <p>〈 御意見3について 〉</p> <p>権利の濫用として公開請求を拒否した場合の公表につきましては、条例に基づき、公文書公開の実施状況を毎年度、県のホームページで公表しておりますので、権利の濫用を含む公開請求を拒否したのものについても、この中でお示ししていく方針であり、「権利濫用を理由として請求を拒否した場合には、制度運用の説明責任を確保する観点から、個人情報等に配慮した上で、件数や類型、判断理由の概要などが整理・公表される仕組み」との御意見も踏まえ、適切な対応となるよう検討に努めてまいります。</p> <p>また、権利の濫用として公開請求を拒否した事案については、徳島県情報公開・個人情報保護審査会へ事後報告を行うこととしております。</p> <p>今後とも、公文書公開制度を適正かつ円滑に運用することにより、県民参加による公正で開かれた県政の推進に努めてまいります。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
3	<p>保護される公益と侵害される私益のバランスを測定する際の基準作りは、有益なことであり、かつ、難しいことと思います。</p> <p>今回の策定を契機に、より良い制度になっていくと思います。</p>	<p>御意見のとおり、県民の知る権利の尊重を図りつつ、いかに制度の適正かつ円滑な運用を確保するかが、基準策定に当たっての重要な視点であると認識しております。</p> <p>このため、この運用基準(案)では、画一的な数値等で判断するのではなく、公開請求の態様、実施機関の業務への支障の程度及び県民一般が受ける不利益等の事情を総合的に勘案し、個別の事案毎に判断することとしております。</p> <p>権利の濫用の認定・適用については、実施機関単独で判断するのではなく、事前に公文書公開制度所管課へ協議・合議を行う体制を整えました。</p> <p>今後とも、条例の制度の趣旨・目的を常に念頭に置き、県民の皆様の正当な権利行使を最大限に尊重しつつ、適正な制度運営に努めてまいります。</p>